



第170号

令和6年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

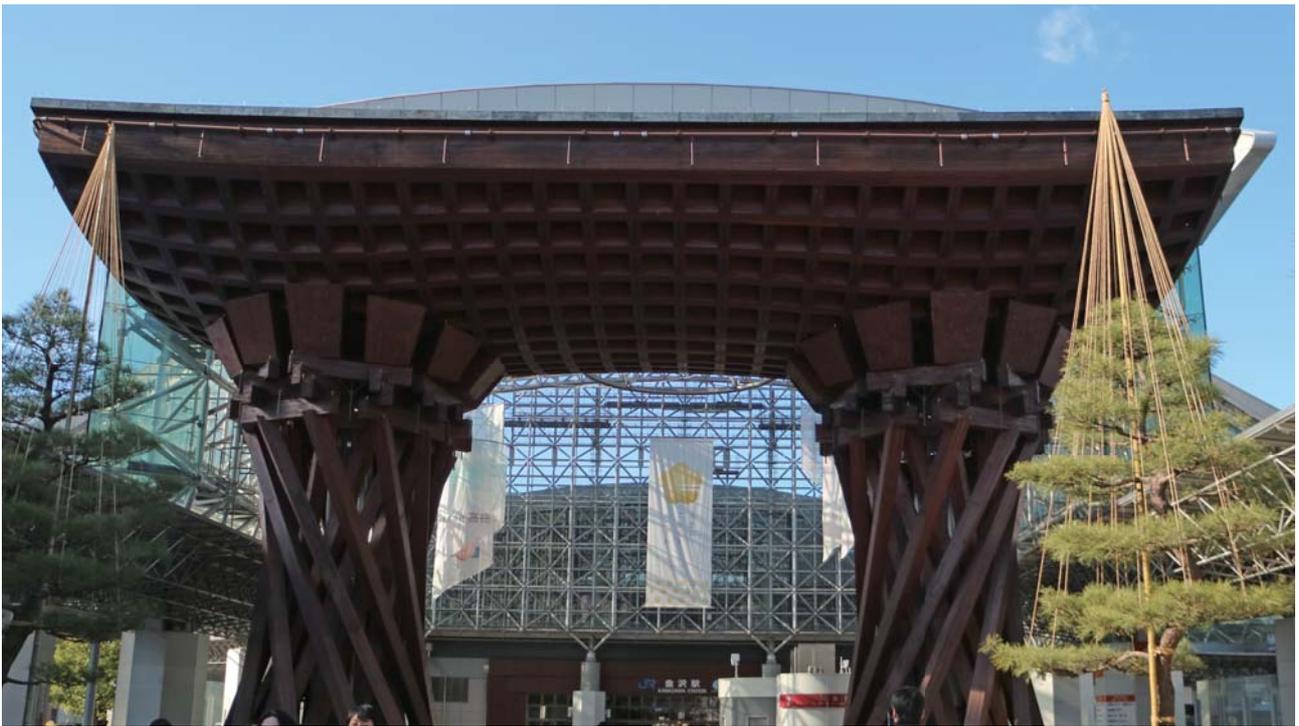
メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 青木 久直

編集人 広報部長 多田 毅

印刷 (株) 税 経



金沢駅の兼六園口にある「鼓門(つづみもん)」

謹賀新年

令和6年元旦

本年もよろしくお願ひいたします

東京税理士会 日本橋支部 役員一同

目次

・ 支部長挨拶 青木 久直…………… 2	街頭キャンペーン、タックスフェア日本橋2023………… 10
・ 日本橋税務署長挨拶 梶原 忍…………… 3	・ 支部対抗野球大会8連覇の歓喜と反省…………… 12
・ 令和5年度 税務署長納税表彰式挙行…………… 4	・ 研究論文 北島 亜紀…………… 14
・ 令和5年度 中央都税事務所との連絡協議会…………… 5	・ 日本橋支部周辺探訪…………… 17
・ 日本橋税務署との定例連絡協議会の開催…………… 6	・ 随筆 住田 直子…………… 19
・ 税理士会日本橋支部常会の開催…………… 7	・ 新入会員業務説明会の開催…………… 20
・ 税の中学生の作文…………… 8	・ 各部だより…………… 21
・ 税に関する「絵はがきコンクール」…………… 9	・ 女性部(さつき会)主催の日本橋税務署長講演会…………… 27
・ 税を考える週間行事(11月11日～17日)	・ 支部会員異動のお知らせ…………… 28



新年のご挨拶

支部長 あおき なおひさ
青木久直

新年あけましておめでとうございます。

支部会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は、大変お世話になりありがとうございました。皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。

干支は十干十二支の組み合わせで決まります。そして十と十二の最小公倍数の60でひとまわり。令和6年の干支は、「甲辰」。十干の「甲(きのえ)」と十二支の「辰(たつ)」の組み合わせで41番目です。

甲は、十干の1番目に位置し、生命や物事の始まりを意味します。また、「鎧」を表しており、草木の種子がまだ発芽していない種皮に包まれている状態も意味しています。辰は、十二支の5番目に位置し、陽気が動き、自然万物が振動し、草木も伸長し形整い活力が旺盛になった状態を表しています。つまり、令和6年は、これからの功績につながるための努力が種子の内側でどんどん育っていくような年と言えるでしょう。

新型コロナウイルス感染症については、昨年5月から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行しました。支部活動につきましては、感染防止対策を取りながら通常の活動へ戻しながら進めております。特に、今事業年度の3つの基本方針の1つである研修活動につきましては、年間36時間の研修受講義務について多くの支部会員の皆様が達成出来るように毎月1回以上会場型研修を中心に開催し、多くの方に受講いただいております。そして9月末時点での36時間達成割合も会員数の多い支部の中で上位に位置しております。引き続き研鑽に励んでいただき、昨年と同様に上位の達成率となることを期待しております。

昨年10月1日よりインボイス制度が始まりました。インボイス制度の導入を巡っては我々税理士が顧問になっている中小・零細企業から不安の声もありますが、インボイス制度がスムーズに定着出来るよう我々税理士がきめ細かく支援を行って行くことにより不安の声も取り除いていけると

思います。また、本年1月からは、電子帳簿保存法の経過処置が終了し、電子取引データについて電子で保存することが義務づけられております。これらの2つの事項について単なる法令改正と捉えるのではなく、デジタル化推進による業務効率化への好機と捉え、顧問先の発展へと繋げて行ければと思います。

厚生活動につきましては、屋外で行う活動については、ほぼ通常の活動へと戻っており、昨年の秋に開催された東京税理士会第132回支部対抗野球大会では、日本橋支部野球部が優勝し、8連覇を達成しました。また、テニス部、ゴルフ部も活動回数を増やすと共に東京税理士会での大会へ参加しております。アウトドア部においては皇居ランニング、マラソン大会への参加、ハイキング、ボルダリング等々と幅広く活動し、支部会員の交流の場にもなっております。歌舞音曲部につきましては、延期されていた第35周年記念カラオケ発表会が昨年12月に開催され、23名もの発表者が参加し、ゲスト歌手の美しい歌声もあり、盛大な発表会となりました。

このように支部活動もほぼ通常の活動へと戻りつつあり、支部会員の皆様とお会いする機会も増えつつあります。皆様の多くのご意見・ご要望を頂戴出来ればと思います。

これから繁忙期に入り、寒い日が続きますが健康にご留意され、令和6年が支部会員の皆様にとって実り多い年となりますよう祈念申し上げます。まして年頭の挨拶とさせていただきます。





年頭のごあいさつ

日本橋税務署長 かじ はら 梶原 しのぶ 忍

令和6年の年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

旧年中は、青木支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般に渡り、深い御理解と多大なる御協力を賜り、誌面をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。

早いもので、私が日本橋税務署長として着任してから半年が経ちました。税理士会会員の皆様とは、昨年10月の「連絡協議会」をはじめとして、11月の「税を考える週間」、12月の「女性部会講演会」などの行事において、交流の機会に恵まれました。これから更に会員の皆様との交流を深めることができますことを、楽しみにしております。

さて、国税庁では、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」を公表し、税務行政のDXを更に前に進めていくことを示しました。事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。

電子帳簿保存法については、令和3年度の税制改正において抜本的な見直しが行われましたが、令和5年度の税制改正においても、引き続き事業者の経理のデジタル化を後押しする観点から、「優良な電子帳簿」の対象となる帳簿の範囲の合理化・明確化や、データで授受された請求書・領収書等を保存要件に従って保存することが困難な場合の取扱いの見直し、といった改正が行われました。国税庁としては、電子帳簿等保存制度の利用促進を通じて経済社会のデジタル化を着実に推進すべく、国税庁ホームページに「電子帳簿等保存制度特設サイト」を開設し各種パンフレット等を掲載する等、周知広報を行っており、引き続き制度の普及促進に努めてまいります。

また、昨年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が開始されました。関与先の皆様のインボイス登録申請に

加え、周知広報にも御協力いただきましたことに、改めて深く感謝申し上げます。税務署といたしましては、制度開始を機に課税事業者に転換した事業者の方々には、各種説明会等において、インボイス制度のほか消費税の申告方法などを丁寧に説明し、登録するか否かを検討している事業者の方々に対しても寄り添った対応を継続してまいります。納税者の方々が安心して申告・納税を行うことができるよう、制度の定着に向けて取り組んでいく所存でございますので、引き続き、御協力を賜りますようお願いいたします。

年も改まり、間もなく令和5年分の所得税、復興特別所得税及び消費税確定申告の時期を迎えます。当署におきましては、確定申告期間中、昨年と同様に麹町署、神田署、京橋署、江東西署、江東東署との6署合同で、中央区築地の東京国税局に申告書作成の合同会場を開設することとしております。

また、本年も、無料申告相談の実施や電話相談センターを開設することから、ご担当いただく会員の皆様には御負担をお掛けしますが、何卒よろしくお願い致します。

ところで、今年は甲辰の年です。辰は「ふるう、ととのう」を意味する「振」で、陽気が動いて万物が振動し、草木もよく成長して形が整った状態を表すと言われているようです。

この一年間、この謂に倣い、厳しい環境や局面においても署一体となり積極的に取り組むとともに、国税庁の任務である「適正・公平な賦課徴収の実現」に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

結びに当たりまして、新年における東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

令和5年度 日本橋税務署長納税表彰式挙行

令和5年11月14日

令和5年11月14日（火）午後3時から中央区東日本橋3丁目にある「東実健保会館6階大ホール」にて、令和5年度日本橋税務署長納税表彰式が挙行されました。

税務署長納税表彰式は一昨年度まではコロナ禍の影響もあり開催自体を見合わせていた税務署もあり、日本橋税務署においても表彰状等は個別訪問等により贈呈していたとのことでした。しかし、昨年度からは出席数の限定など規模を縮小しての再開となったところでしたが、本年度は通年ペースに戻して多くの出席による開催となりました。

納税表彰式は、担当副署長による開式の辞に続き、久しぶりの声を出しての国家斉唱となりました。その後、税務署長表彰2名（染谷多恵子日本橋法人会女性部会幹事及び渡辺英臣日本橋法人会青年部会副副会長）、税務署長感謝状2名（工藤哲平日本橋法人会青年部会副副会長及び武藤豊日本橋法人会予算委員会副委員長）に表彰状等が贈呈

されました。

表彰状等の贈呈式後、相川和宏日本橋法人会副会長が東京国税局長表彰を受賞された旨の披露が行われました。

日本橋税務署長からの式辞に続き、東京都中央都税事務所長、中央区長、日本橋納税貯蓄組合連合会会長など、多くの来賓の方々から祝辞をいただきました。次いで、受賞者代表挨拶として、染谷多恵子日本橋法人会女性部会幹事から挨拶が行われ、納税表彰式は無事に終了しました。

納税表彰式終了後においては、日本橋納税貯蓄組合連合会が主催する「令和5年度 中学生の税の作文」の入賞者14編が紹介され賞状が贈呈されました。

その中でも優秀作品である4編が披露されました。国税庁長官賞の「感謝のバトン」、東京納税貯蓄組合総連合会会長賞の「未来繋がる税金」、日本橋税務署長賞2編「わたしのくらしと税」、「見方を変えてみることで」について、中学生4名が壇上にて自らの作文を朗読しました。堂々たる朗読に、会場に出席している方々、学校関係者の方々からは、大きな拍手が送られておりました。

また、日本橋間税会が主催する「令和5年度税の標語」の優秀作品12編が日本橋税務署総務課長から披露されました。

予定されていた全ての表彰式終了後の祝賀会は、表彰状等の贈呈式が行われた同じ会場で行われ、日本橋税務署の幹部職員や関係民間団体の役員、表彰受賞者など、東京税理士会日本橋支部青木支部長による乾杯の発声により、祝賀会は盛況に行われました。



署長表彰受彰者



署長感謝状受彰者





青木支部長

祝
賀
会
風
景



令和5年度 中央都税事務所との連絡協議会

～令和5年10月26日～

令和5年10月26日に中央都税事務所と東京税理士会日本橋・京橋支部との連絡協議会が中央都税事務所7階会議室で開催されました。

中央都税事務所への質問・要望事項の主な項目は、次の通りです。

1 eLTAX関係

利用時間の拡大、対応ブラウザの拡大、添付書類の省略、異動届出書の迅速な対応、PCdesk版とWeb版機能の統一、ダイレクト納付の開設手続きの簡素化

2 固定資産税関係

課税明細書の共有者全員への送付、償却資産税の申告期限と法人住民税及び事業税の申告期限の統一、少額減価償却資産の取り扱い、固定資産の



評価証明書の取得、固定資産の課税台帳の取得、固定資産の価格の縦覧制度について

※支部のホームページにも掲載されております。詳しくは、下のQRコードから閲覧ください。

都税事務所への要望

都税事務所からの回答



日本橋税務署との定例連絡協議会の開催

～令和5年10月16日～

令和5年10月16日に日本橋税務署との定例連絡協議会がT-CAT（中央区日本橋箱崎）で開催されました。

定例連絡協議会は、コロナ禍により制限されていたところ、昨年から再開され、今回も日本橋税務署の梶原忍日本橋税務署長以下の署幹部ほか各税務担当統括官など、日本橋支部執行部及び支部会員合わせて60名の出席で開催となりました。



定例連絡協議会 冒頭、青木支部長からこれまでの日本橋支部活動への協力のお礼の言葉のほか、今事務年度の支部活動の基本方針としての3つの方針について話されました。

梶原忍日本橋税務署長からは、10月1日から消費税インボイス制度が開始されたことと、制度開始後においても、説明会や相談会などを通じて、制度に不慣れな事業者の方々にも丁寧に説明を行



懇親会風景



い、制度の円滑な定着に向けて取組んでいくとの挨拶がありました。

また、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)をさらに進めていくため、本年6月に「税務行政の将来像2.0」をブラッシュアップした「税務行政の将来像2023」を紹介していただいた。特に、事業者のデジタル化を促進していく上では、税理士との連携・協力が欠かせないと要請がありました。

日本橋税務署からの主な連絡事項は次の通りです。

- ① キャッシュレス納付の推進について
- ② マイナンバーカードの積極的な取得について
- ③ インボイス制度について

この後、各税務担当統括官等から、改正税法等に基づいて留意すべき事項など税理士会日本橋支部会員参加者69名で税務研修会が開催されました。

研修会終了後においては、場所を変えて日本橋税務署と税理士会日本橋支部会員、総勢55名による久々の懇親会が開催されました。



税理士会日本橋支部常会の開催

～令和5年10月16日～

令和5年10月16日にT-CATホール（中央区日本橋箱崎）において、日本橋支部常会が執行部他出席者60名で開催されました。



常会開催の冒頭、青木支部長から「6月から新体制で発足した。前竹田支部長から重要な引き継ぎ事項もあり、新執行部で対応していく。」との発言がありました。更に、今事務年度の支部の基本方針として3つの方針について説明がありました。

- 1 会員が充実した税理士業務を行えるように資質の向上を図れる研修会の運営
- 2 会員及び支部の業務の合理化のためのデジタル化の推進
- 3 支部行事等への積極的な参加を促すための広報活動に努める



次いで、令和5年4月以降の各部長及び各委員会会長からの活動報告、理事会からの報告などがなされました。

なお、支部常会開催前に行なわれた幹事会に東京税理士会の足立会長が出席され、約20分間今後の税理士会の方向性についてお話をいただきました。



表紙の写真について

金沢駅兼六園口の「鼓門(つづみもん)」

金沢駅の兼六園口にある「鼓門(つづみもん)」は、高さ13.7メートルもある2本の柱に支えられています。伝統芸能である「能楽(のうがく)」と「加賀宝生(かがほうしょう)」の「鼓(つづみ)」をイメージしているといわれています。

金沢は、古くから暮らしに能楽が溶け込み、多くの人々に愛されていたということです。今でもその文化が受け継がれておりまして、能楽堂や美術館など能楽専門の立派な美術館もあるようです。

「鼓門」の柱は、らせん状に組み上げられており、ゆるくカーブを描いて曲がっている屋根との組み合わせが非常に奇麗と評価されております。 (各ホームページからの引用)



中学生の税についての作文 東京税理士会日本橋支部長の表彰

日本橋納税貯蓄組合連合会が租税教育の一環として毎年実施されております「中学生の税についての作文」について「東京税理士会日本橋支部長賞」を贈呈しております。

今年の応募状況は、中央区立日本橋中学校112編、開智日本橋学園中学校444編の合計556編となっております。令和5年度の入賞者は14編、「東京税理士会日本橋支部長賞」の選考に当たっては、青木支部長と租税教育推進委員の梅田委員長により、支部長賞の1作品を選ばせていただきましたので披露させていただきます。

なお、11月14日(火)に東実健保会館6階大ホールにて賞状の贈呈式が行われました。

税金の意義と使途について

中央区立日本橋中学校 3年 森 美来

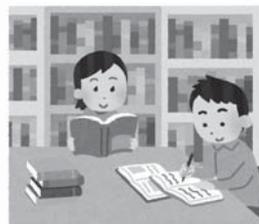
私たちは、国内の様々な公共サービスの仕組みを維持し、発展させるために税金を納めている。しかしながら、未成年者と税金は、近いようで遠い存在であるだろう。そこで、税金の意義と使途について考えていきたいと思う。

はじめに、人々が税金を納めることでどのような利益をもたらすのだろうか。その答えの一つとして、国内の公共施設の維持が考えられる。例えば、学校や図書館などが挙げられる。税金が納められていなければ、これらの施設の整備が滞ってしまう。自分たちが心地良い環境で生活するためにも、納税は欠かせないことだといえる。二つ目に、人々の安心と安全の保護が考えられる。警察や消防などの公共サービスは、国民の安全な生活に必要な不可欠である。納税が行われていなければ、これらのサービスが適切に提供されず、様々なリスクが発生する。自分や、自分の大切な人を守るためにも、納税は大切であるだろう。三つ目に、日常的に支援を必要とする人へのサポートが考えられる。高齢者、障害者、困難な状況にある人々への支援が整備されている。共に暮らし、支え合う社会を築くためにも、税金を払うことは社会的な責任の一つということになる。

これらのことから、税金から得られる多くのメリットと大切さが分かった。しかし、税金を適切に使用することは容易とは言えないと思う。政府や自治体は、税金の割り当てなどにおいて多くの

判断を下さなければならないからだ。そのため、私たち市民が税金の使途について積極的に考えることが、よりよい社会を築くための手助けとなるだろう。

税金を納めることは市民の義務であると同時に、社会への貢献でもある。税金を正しく納め、お金の使い道を考えていく環境が成り立てば、人々の社会への参加意識が高まることだろう。税金の重要性を理解し、一人ひとりが自分の役割を果たすことは、国民としての責任でもある。将来、社会に出て働く際にも、税金の仕組みをよく理解した上で、よりよい社会づくりに貢献していきたいと思う。



税に関する「絵はがきコンクール」

公益社団法人日本橋法人会が租税教育の一環として実施している税に関する「絵はがきコンクール」が13回を迎えました。今年も日本橋支部管内の小学校211通、中学生103通の応募総数314通の応募をいただいております。

東京税理士会日本橋支部長賞の選考に当たっては、青木支部長と租税教育推進委員の梅田委員長により2作品を選定していただきましたので披露させていただきます。

なお、表彰式は11月13日(月)に、日本橋公会堂4階ホールにて行われました。

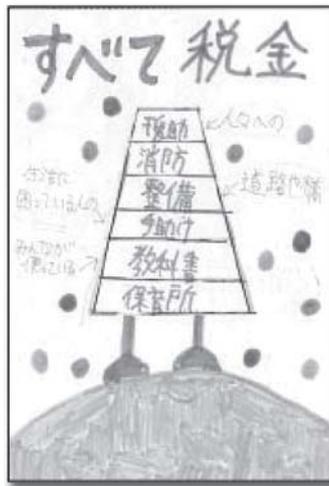
〈令和5年度 第13回税の絵はがきコンクール応募校一覧(順不同)〉

中央区立：常盤小学校・久松小学校・日本橋小学校・有馬小学校・阪本小学校・日本橋中学校

その他：山脇学園中学校



東京税理士会日本橋支部長賞
中央区立日本橋中学校1年



東京税理士会日本橋支部長賞
中央区立日本橋中学校1年



日本橋税務署長賞
中央区立久松小学校6年



集合写真

税を考える週間行事(11月11日～17日)

街頭キャンペーン、令和5年度 「タックスフェア日本橋2023」の開催

令和5年11月8日(火)から10日(木)にかけて「税を考える週間」行事として「タックスフェア日本橋」が開かれました。

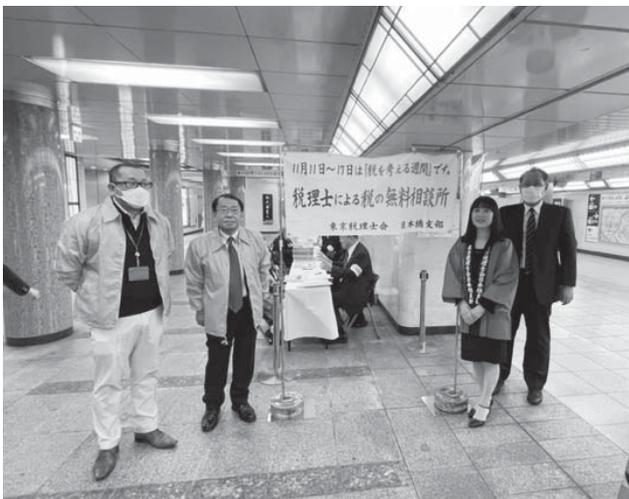
8日・9日は「コレド日本橋前・東京建物日本橋前・コレド室町テラス前」の三つの会場において各種街頭広報を実施しました。

10日は「日本橋プラザ1階入口前広場・日本橋三越本館前と地下中央口・日本橋高島屋」において税金クイズ・お酒のクイズと無料配布・税理士による税の無料相談を実施しました。

主催者は日本橋税務懇話会(税務関係7団体)で、中央都税事務所、中央区役所、及び日本橋税務署の職員も加わり、各自ハッピーやジャンパーに着替え、税務関連資料等の配布に積極的に参加しました。

東京税理士会日本橋支部による「税理士による税の無料相談」(10日)では、延べ4人の先生と税務支援対策部員により、計26件の相談を実施しました。

●●●● 税理士会による無料相談風景 ●●●●



●●●● タックスフェア日本橋2023 街頭キャンペーン風景 ●●●●



支部対抗野球大会 8連覇の歓喜と反省

野球部 小野塚良実

日本橋支部野球部は、第132支部対抗野球において優勝し、8連覇を達成いたしました。

日頃から野球部を支えてくださる皆様、ご声援をいただいた皆様に、改めて感謝申し上げます。

今大会の2回戦・荻窪支部戦は、日本橋支部野球部にとって、大いに反省すべき試合となりました。

結果こそ6対5での勝利でしたが、実質的には負けた試合と言っても過言ではありません。

チーム全体として、集中力の欠如・油断・慢心など、少しずつメンバーの心に芽生えてしまった結果が、この展開につながったのだと思います。

5対1でリードされて迎えた2回裏の攻撃がまさかの無得点で終わり、時間切れの危機も迫る中で3回表の守備に向かうあの時の表情を忘れることはできません。

試合後は反省会を長時間実施し、気を引き締めました。

その結果、3回戦以降は危なげない試合に終始することができました。

決勝リーグでは、近年最大のライバルである京橋支部に、7対2という点差以上の内容で勝利を収めました。

また、渋谷支部戦は、税理士会屈指の好投手を攻略し、20対2と大勝を収めることができました。

その結果、見事本大会8連覇という偉業を達成することが出来ました。

なお、MVPは阿部慎二選手が受賞しました。

近年の目標として10連覇を掲げており、来年の2回で目標を達成することになります。

しかし、まずは春の本大会の1回戦を勝つことに照準を定め、シーズンオフ期間も各自練習に励みたいと思います。



現在の野球部は、経験者が中心ではありますが、社会人になってから野球を始めたメンバーも多く在籍しており、そのようなメンバーが決勝リーグのスタメンに名を連ねることも珍しくありません。

厳しくするべきところは一丸となって徹底的に厳しさを追求する一方、普段は楽しく和気あいあいと活動しています。

皆様の周りで「野球経験はないけどやってみたい」という会員の方がいらっしゃいましたら、ぜひお声がけいただければと思います。

第132回支部対抗野球大会

(神宮外苑 9/14、28、10/11)

第1回戦	日本橋支部	8対1	麴町支部
第2回戦	日本橋支部	6対5	荻窪支部
第3回戦	日本橋支部	14対2	杉並支部
第4回戦	日本橋支部	11対0	大森支部

決勝リーグ

1試合目	日本橋支部	7対2	京橋支部
2試合目	日本橋支部	20対2	渋谷支部
※優勝	8連覇達成いたしました。		

■ ■ ■ ■ ■ グランド風景 ■ ■ ■ ■ ■





「持分あり」医療法人の出資者の相続開始後における 認定医療法人制度利用と課税関係

きたしまあき
北島 亜紀



はじめに

認定医療法人制度の趣旨は、「医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにする」こととされている（令和5年5月改定、厚生労働省医政局医療経営支援課、「持分なし医療法人」への移行に関する手引書4頁）。

このような趣旨により医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度として始まった認定医療法人制度は、平成26年10月1日より3年間の時限措置として施行されたが、その後の改正を経て現在、適用期限は令和8年12月31日までとなっている。

令和5年10月末日現在、厚生労働省への認定申請件数は1,081件（うち病院を開設する法人606件、診療所・老健を開設する法人475件）、認定済みの件数は1,002件（うち病院を開設する法人576件、診療所・老健を開設する法人426件）である（これらの数字は旧認定制度を含む累計数値）。

本稿は、「持分あり」医療法人の出資者である社員に相続が発生した後に認定医療法人制度を利用した場合の課税関係について、架空の事例に基づき検討するものである。なお、文中において意見にわたる部分については私見であることを申し添える。

1. 前提となる背景

対象医療法人（以下「A法人」という）は、昭和30年に設立した240床の病院を母体とした「持分あり」医療法人である。出資者である社員は3名おり、各人の出資額及び出資持分比率等、A法人の状況は次のようになっている。

出資者	出資額	出資口数	出資比率	現在の時価
B氏	350万円	7万口	70%	28億円
C氏	100万円	2万口	20%	8億円
D氏	50万円	1万口	10%	4億円
計	500万円	10万口	100%	40億円

A法人の理事長はB氏である。A法人は、かねてより認定医療法人制度の利用を検討していたが、そのさなかにB氏の相続が開始した。B氏の法定相続人は2名（妻E氏、子F氏）がいる。E氏及びF氏は、相続時点でA法人の職務や経営には関与しておらず、相続後もA法人の社員資格を有するには至っていない。

2. A法人の財務状況

A法人の現在の時価純資産は40億円であるが、資産の大部分は病院建物や土地といった医業経営に不可欠な不動産や医療機器等であり、換価性のある資産は現預金及び医業未収金を合わせても5億円弱である。

さて、E氏及びF氏はA法人の持分払戻請求権の相続取得にあたって、約6.5億円の相続税が見込まれており、相続税の申告期限までに納税資金を捻出することは困難であることが予測されている。そうするとE氏、F氏から相続税資金の捻出のため、持分払戻請求権の行使がなされる可能性があるが、仮に持分払戻請求権の払戻請求を受けた場合、A法人が有する現預金は医業経営における運転資金であることから、多額の払戻資金の捻出は困難であるうえ、この先の医業継続が立ち行かなくなる恐れがある。

このような問題を解決するための制度として、認定医療法人制度の活用が考えられる。この制度を利用することにより、E氏、F氏は持分に対する相続税の猶予・免除を受けることができ、A法人は医業継続が可能となるとともに、今後も地域における医療を守ることができる。

3. 死亡退社した社員及び相続人の持つ権利

A法人としては、E氏、F氏に対して認定医療法人制度の理解と医業継続の重要性について理解を求めるとともに、彼らの持分の放棄を求めたいところである。しかし、E氏、F氏にとって、持分は相続により取得した財産であり権利でもある。

このような場面において、仮にE氏、F氏から、「我々はA法人の出資者のなかでも最大出資者であったB氏の相続人である。我々はA法人をM&Aにより他の医療法人へ売却を行い、持分を換価したい」といった要望があった場合、どのような取扱いとなるのであろうか。

この問題に対処するためには、医療法人の持分がどのような権利であるのか、また持分払戻請求権との違いは何かを確認する必要がある。

医療法人の「持分」とは、定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。一方で、医療法人の社員には出資が義務付けられていないことから、医療法人には、「出資をしている社員」と「出資をしていない社員」が存在する。医療法人の社員の議決権は1人1個であり、出資の有無や多寡による議決権の差はない。

医療法人の定款には、必要的記載事項として社員資格の得喪に関する規定を定めることとされており（医療法44条②八）、一般には医療法人の定款は厚生労働省のモデル定款に拠っていることが多い。

厚生労働省が示していた旧制度（平成18年改正前）のモデル定款の第6条では、「本団体の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない」とされている。

そして第7条では、社員の資格喪失事由は(1)除名、(2)死亡、(3)退社の3つとなっており、第9条において、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」と規定されている。

B氏は、死亡により定款第7条に基づき社員資格を失い退社することとなるが、その退社時に出資持分に応じた出資金の払戻しを受ける権利（持分払戻請求権）という債権を持つ。そしてこの「持分払戻請求権」は、B氏の妻E氏、子F氏が相続

により承継・取得することとなる。仮にE氏、F氏がA法人の社員としての地位を有する場合には、A法人の「出資」としての持分が相続財産となるが、そうでない場合には、社員総会決議による入社の承認を得ない限り社員とはならない。そうするとE氏、F氏が相続により取得する財産は「持分払戻請求権」という債権にすぎず、A法人に対する議決権は当然有していないということとなる。

なお、持分をどのような価値により評価を行い、払戻しを行うべきかについて、判例では出資額限度法人などの例外を除き、社員の退社時における時価により、その出資割合に応じて算定可能との判断が示されている（最一小判平22.4.8裁時1505号8頁）。

4. 持分払戻（一部払戻を含む）の場合の課税

相続人E氏、F氏がA法人の持分払戻請求権を放棄せず、払戻を受けることとなった場合には、払戻金額のうち出資金額を超える部分の金額は、死亡退社したB氏に対するみなし配当として準確定申告による申告を行うこととなる（法24①六、所法124、125）。A法人が払戻を行う際には20.42%の源泉徴収も必要である。

B氏の準確定申告の計算においては、配当控除の適用がある（所法92）。

また、払戻をした金額から配当金額を控除した金額は、譲渡所得の収入金額とみなされ、出資金額を控除した金額は譲渡損益として認識される（措法37の10③六）。

なお、その払戻しが被相続人の死亡後相当の期間を経過しており、相続人が被相続人の社員たる地位を事実上承継しているような場合には、その相続人に対するみなし配当として取り扱うこととなる（平成22年2月改訂、財団法人大蔵財務協会「所得税質疑応答集」102頁）。

5. 相続税の課税関係

相続人E氏、F氏は、A法人が相続税の申告期限までに移行計画の認定を受けたときは、当該相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、その持分に対応する相続税額について、必要事項を記載のうえ相続税額に相当する担保提供をした場合に限り移行計画の期間満了まで納税

が猶予される(措法70の7の12①)。

そして移行期限までに認定医療法人の持分を放棄した場合には、納税猶予分の相続税は免除される(措法70の7の12①)。

この場合のE氏、F氏の納付すべき相続税は、以下の①から②を控除した金額となる。

- ① 持分を含むすべての相続財産に係る算出税額
- ② 持分(一部放棄の場合には放棄部分)に係る算出税額

相続税の計算において、B氏の準確定申告に関わる所得税については債務控除の適用がある(相法13、14)。

医療法人の持分の価値が高額であれば①の相続税は相応に高い税率が適用されることとなる。②の持分に対する相続税について納税猶予・免除を受けることができたとしても、持分以外の財産に対する相続税率は持分を含めた相続税率が適用されるため、相続開始前に認定医療法人制度を利用してB氏の生前に持分放棄が完了しており持分以外の財産のみを相続した場合の相続税と比較すると、相続人には多くの納税負担が発生することとなる。

6. 残存出資者に対する贈与税の課税関係

E氏、F氏が持分を放棄したことにより、他の出資者であるC氏、D氏の持分が増加することによる、その経済的利益に対して課されるみなし贈与税については、贈与税の期限内申告書の提出により納付すべき贈与税のうち、必要事項を記載のうえ贈与税額に相当する担保提供をした場合に限り移行計画期間満了まで納税が猶予される(措法70の7の9①)。

また、移行期限までに認定医療法人の持分を放棄した場合には、納税猶予分の贈与税額は免除される(措法70の7の9①)。

7. 持分放棄を受けた医療法人の課税関係

持分あり医療法人が、定款変更を行うことにより持分なし医療法人へ移行する際に、出資者全員から持分の放棄を受けた場合に、放棄をした者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となるときは、その医療法人を個人とみなして贈与

税が課されるが(相法66④)、平成29年10月1日から令和8年12月31日までの間に認定を受けた認定医療法人は、このみなし贈与税が非課税となる(措法70の7の14①)。この適用を受けるためには、A法人が贈与税の期限内申告書に必要事項を記載のうえ、一定の書類添付がある場合に限り適用される(措法70の7の14⑤)。

なお、A法人が新医療法人(※持分なし医療法人)へ移行した日から6年経過する日までに、認定が取り消された場合には、その認定医療法人を個人とみなして経済的利益に対する贈与税を課税することとなっている(措法70の7の14②)。

8. 認定要件について

認定医療法人となるためには、以下4つの要件を満たす必要がある(参考として項目のみ記載)。

- (1) 移行計画が社員総会において決議がなされていること
- (2) 移行計画の有効性及び適切性に疑義がないこと
- (3) 移行計画に記載された移行の期限が厚生労働大臣の認定の日から起算して3年を超えないこと
- (4) 運営に関する8つの要件を満たしていること(非課税8要件)
 - ① 法人関係者に特別利益を与えないこと
 - ② 役員報酬等の支給基準を定めていること
 - ③ 株式会社等に特別利益を与えないこと
 - ④ 期末の遊休財産額が事業費用の額を超えないこと
 - ⑤ 法令違反等の事実がないこと
 - ⑥ 社会保険診療報酬等が全収入金額の80%超であること
 - ⑦ 自費患者への請求金額が社会保険診療報酬を同一基準であること
 - ⑧ 診療報酬が直接必要な経費の150%の範囲内であること

9. 認定医療法人制度利用の際の持分放棄比率

厚生労働省へのヒアリングによると、認定医療法人制度の利用により持分あり医療法人が持分なし医療法人へ移行する際に、持分の全部放棄がなされる割合は75%程度、基金型への移行が15%

程度、払戻（一部払戻を含む）の割合は10%程度であるという。

払戻の要因として、相続発生を契機とする払戻は、その他の要因による払戻しより多い印象とのことである。その理由は、相続発生の場合では、医療法人の経営に全く関係のない者へ出資持分が分散されることが多いためであると考えられ、逆に、現出資者は医療法人と接点がある場合が多いことから、争いがある場合を除き、払戻請求には至らず持分放棄する割合が高いのではないかと、このことであった。

おわりに

医療法人の出資者に相続が発生したとしても、納税資金対応が可能な相続人や、持分払戻資金が潤沢にある「持分あり」医療法人であれば、一般に認定医療法人の選択はしないものと思われる。なぜなら認定医療法人制度は持分の放棄を伴うものであるし、持分は出資者の財産であるからである。

しかし、相続の開始に伴う持分払戻により医療経営が危うくなる懸念がある医療法人にとっては、認定医療法人制度の利用を検討することは有用である。

この場合、相続税の申告期限までに都道府県知事の定款変更の認可を得られることが望ましいが、医療法人と相続人との関係性によっては調整に時間を要する場合もあることから、申告期限までに移行計画認定通知を取得できるか、また、取得できたとしても定款変更の認可が間に合うかどうかは申告期限直前までわからないケースもありえる。どこまで進むことができるかによって、相続税の申告手続も変わってくるため、進捗状況により着地点の可能性を踏まえ平行して準備を進めておくことも考えられる。

認定のための申請書類の作成や、認定要件を満たすかどうかの判断には医療法の理解が欠かせないが、作成過程で要件を満たすための手続が発生することもあるし、申請から認可までにも時間がかかる。相続税申告や準確定申告における税金試算や必要資金の支出タイミングも考慮のうえ、早期に計画・立案のうえ関係者に対する説明を実施し、一刻も早い放棄、もしくは払戻（一部払戻を含む）について、双方の合意を得ることが肝要である。医療法人と相続人のどちらに関与するにしても、このような場面において税理士が関係者に与える影響、そして果たす役割は大きい。

日本橋支部周辺探訪

(J・K)

日本橋の水運を探る その2

前号で日本橋川の江戸橋までを述べました。日本橋川を隅田川の方に向かって右側に水路が流れます。その水路は、現在昭和通りに並行して流れて行きます。その水路は楓（もみじ）川と呼ばれていました。現在、高速道路が通っていて、水は流れていません。

ただ、その面影は残っています。昭和通りから、新大橋通りに向かうと少し隆起している処があって、「橋」が架っていたと分かります。日本橋川からその水路の起点は、現在「兜神社」のある所と推察されます。後、高速道路に沿って歩いて行くと、最初の橋は「開運橋」です。江戸時代は、「将監橋」とか「海賊橋」とも呼ばれていて、江戸地図



兜神社

にも、「海賊橋」と表示されています。次の橋は、「新場橋」、その次は、八重洲通りに架る「千代田橋」と、続きます。

この水路は下って行って、浜離宮に至ります。そこから隅田川に流入し、江戸湾に繋がり、江戸の魚河岸に駿河湾の魚が運ばれたことから魚河岸が賑わったと言われています。

江戸橋の先から左にも運河が開かれました。その行く先は、「堀留」です。文字通り堀が「留まった」から名付けられた地名が「堀留町」です。現在は埋め立てられ、昔の面影は有りません。

日本橋川は、墨田川に向かって流れてゆきますが、墨田川に至る前（現箱崎町のあたり）に、さらに左へと運河が作られ、箱崎川になります。箱崎川は隅田川に向かって流れますが、途中で左に水路が造られ浜町川となります。浜町川は現在埋め立てられ緑道となって春は桜の名所として親しまれています。弁慶の、勧進帳の場面の像も飾られています。浜町川はさらにさらに進み、外堀からの水路と繋がり小伝馬町の牢獄を取り囲む「堀」となっていました。箱崎川はさらに墨田川へ向かっていました。今は「橋」は見られませんが、地名に「橋」が付くところは、昔運河があった名残です。箱崎川も埋め立てられ、現在はその上に、高速道路が通っています。

日本橋川の本流は、江戸橋を過ぎて、鎧橋、茅場橋、湊橋、豊海橋を経て隅田川に注ぎます。その途中湊橋の手前で、右に運河が作られました。霊岸橋、亀島橋、高橋を経て墨田川へ。

日本橋川の河口にある豊海（とよみ）橋は、江戸時代にも架けられていましたが、現在の橋は、1972年に震災復興橋賭して架設されました。ちょっ

とユニークな橋で、ライトアップされ、撮影スポットになっています。

江戸時代の日本橋地区は、南は、日本橋川北は神田川、西は、お城（江戸城）の外濠、東は隅田川に囲まれた水運を意識した商業地として計画された街です。

これから神田川、墨田川に架る橋について順次記述してゆきます。

始めは「浅草橋」です。「日本橋」地区からみて神田川の一番上流にある橋で、国道6号（江戸通り）が通る橋です。江戸時代は、橋の南詰に江戸城の城門、浅草橋門が設置されていました。神田川は、江戸城の外堀の役割も担っていたため門の内側には番所が置かれ通行人の監視も行なわれていたといえます。五街道の日光、奥州街道が通り、非常に往来の多い橋でした。

神田川を下ると「柳橋」があります。神田川が隅田川に流入する河口部に位置する橋で、その期限は、江戸中期、渡し船で往来していましたが、不便なため、元禄11年に架橋されました。柳橋といえば「花街」で、墨田川の舟遊び客の船宿が多くあったと言われております。柳橋芸者は、遊女と違い唄や踊りで立つことを誇りとしていました。

有名な料亭もありました。今も柳橋周辺の神田川には、多くの屋形船が停泊しています。皆さん、一度体験してみたいはいかがでしょうか。（以前は、座敷でしたが、今は椅子席です。屋形船に乗って東京湾に出て、初日の出を拝むのも、一興かと思えます。

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。



ライトアップされた柳橋

随筆



三味線と向島

すみだ なおこ
住田直子

ひょんなことから三味線を習い始めました。

昨年夏に足の指を骨折し歩行も困難な時にたまたま向島の料亭に行く機会があり、初めて目の前で芸者の方々の踊りと小唄を見ました。向島も料亭も生で見る芸者さんも全てが初めての経験でした。

向島の料亭は、日本の伝統的な文化が息づく場所として知られています。客をもてなす技術や美しい庭園、細やかなおもてなしが料亭の特長です。三味線奏者が料亭でのパフォーマンスを行うことで、音楽と料理、おもてなしの融合が生まれ、一層深い感動を味わうことができる場所です。

目の前で聞く三味線の音色は、日本の伝統音楽の粋を表していました。日常スマホを通して聞いている音楽とは別世界の耳に心地よい和の音階と美しい芸者のしなやかな着物姿から繰り広げられる華麗な舞は日常生活を忘れさせるものでした。

大きな拍手の後、素晴らしい三味線を披露してくれた粋で美しい芸者さんが私の隣に座って日本酒をお酌してくれました。思わず「本当に感動しました。三味線は昔から習って見たかったです」と少し酔った勢いで初対面の芸者さんにお話したところ「私、ここで三味線教えていますよ」との意外なお返事、なんと三味線のお師匠様でした。

その後お稽古のお話を聞き、足の骨折もあってちょうど運動もできない時だったので、その翌週に体験レッスンを受けることになり、あれよあれよという間に向島の料亭に三味線のお稽古に通うことになりました。

向島で三味線を学ぶならば、芸者の師匠が教えることが多いそうです。芸者の世界では、三味線の技術だけではなく、舞踏や芸事においても熟練した師匠が伝統を受け継ぐ生徒に教えを授けま



す。これにより、三味線奏者は単なる演奏者以上のエンターテイナーとしてのスキルも磨くことができるようです。

三味線は日本の伝統音楽の粋を表す楽器であり、その独特な音色や奏法には独自の美しさがあり聴く者を深い感動に導きます。感情豊かな音楽を奏でる中で、聴衆は日本の歴史や美意識に触れ、心に残る感動を受け取ります。三味線のお稽古は単なる楽器の演奏技術だけでなく、心の修練にも重点を置いています。精緻なテクニックや繊細な表現力を磨く中で、奏者は自身の感情や思考を音楽に込め表現する方法を学びます。お稽古は技術的な向上だけでなく個々の表現力や感受性を豊かにするプロセスでもあります。とはいうものの、実際にやってみると想像した以上に難しい楽器でした。字の如く三本の弦で自分の音を作りながらの指弾きによる弾き歌いはなかなか思うようにできません。芸者さんたちのレベルの高さを改めて知りました。

そしてお稽古に訪れている向島は、言問団子や桜餅等伝統的な和菓子で有名です。これらを味わうことで地域の歴史や文化が感じられます。名物の和菓子をお稽古後に楽しむことは、音楽だけでなく味覚においても日本の美を感じる一瞬となります。隅田川の土手に咲く桜は、季節ごとに向島を訪れる人々を楽しませています。百花園もその一環であり、四季折々の花が咲き誇り、人々を魅

了します。ここでの音楽の演奏は自然との調和を感じさせ、花と文化が織りなす美しい風景となります。

スカイツリーは今や向島のシンボルとも言える存在です。伝統と現代が交わるこの地で、古き良き文化と新しい景色が調和しています。スカイツリーからの眺望は壮観であり向島の新たな可能性を感じさせます。伝統と革新、自然と人工が見事に調和しているところが向島です。三味線の音楽がこれらの要素と交わる瞬間は、日本文化の豊かさと美しさが一層際立つ瞬間と言えます。

向島の芸者から学ぶ三味線は、単なる技術の習得だけでなく、心の琴線に触れ、伝統と芸術の融

合を体現するものと言えるのではないかと思います。

税理士を引退して、向島の料亭で三味線を奏でる日がいつか来るかもしれません(笑)。



新入会員業務説明会の開催

～令和5年11月1日～

令和5年11月1日(水)に、支部会議室において2022年10月から2023年9月までに日本橋支部に入会や転入された方18名(うち新規開業者13名)を対象に業務説明会が開催されました。

出席者は説明会対象者83名の内18名と多くの方が出席されました。

執行部からの説明は、栗田総務部長による「税理士の使命」の説明に続き、青木支部長の挨拶の中で日本橋支部が重点を置いている事項を話されました。次いで新入会員の自己紹介で、事務所の場所や日本橋支部への思いなどを話していただきました。

各部長からは各部の概要及び活動状況の説明(特に、野球部が支部対抗戦で8連覇を達成していること)、それぞれの委員長からは各委員会の概要及び活

動状況、サークル活動については、各サークル部長から説明を頂きました。東京税理士会の理事からは理事会の役割と最近の理事会の状況、関連団体の説明と続きました。

その後、場所を移して懇親会を開催し、サークル活動を通じた支部活動などの活発な意見が出されました。



写真 後列左から 磯 浩之、荻原 由、森重良二、西尾 剛、小林大輔、小倉貞男
中列左から 宮崎和久、石毛俊和、小林洋一、高田昭雄、今中裕貴、梶 兼太郎
前列左から 北島一晃、久世貴子、山下尚子、青木支部長、野中美里、岡部芳美、芦田真一

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

令和5年7月19日（水）

I 審議事項

1. 日本橋税務署並びに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期及び提案議題の募集方法の件
2. 支部長代理順位の件
3. 役員選挙管理委員推薦の件
4. 七団体合同役員会の件
5. 事務局PC買替えの件
6. 中央都税事務所功労者顕彰の推薦の件
7. 第一ブロック大会（9/15開催）の出席者の人選の件

II 報告事項

1. 令和5年度東京税理士協同組合支所役員選任の件
2. 登録調査（6/12、7/14実施）の件
3. 東京税理士会定期総会（6/14開催）の件
4. 関係団体定期総会等の件
5. 定期総会（6/26開催）の件
6. 電子投票実施に向けた設営準備（7/3実施）の件
7. 役員旅行（7/9-10実施）の件
8. 中小企業支援等に関する支部との連絡会議（7/12開催）の件
9. 令和5年度定期総会開催日の件
10. 神田署、日本橋署、小石川署の資産税部門の廃止の件
11. 10月以降の幹事会の件

III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

令和5年9月20日（水）

I 審議事項及び決議について

1. 日本橋税務署並びに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の策定の件
2. 新入会員説明会開催日時および運営方法に関する件
3. 新年賀詞交歓会（令和6年1月15日（月））

の件

4. 日本橋支部規則の一部改正に関する件
5. 日本橋支部個人情報の取扱いに関する細則の一部改正の件
6. 日本橋支部特定個人情報の取扱いに関する細則の一部改正の件
7. 支部役員選挙管理委員及び支部役員推薦委員委嘱の件
8. 日本橋支部相互扶助規程の件
9. 支部事務局のセキュリティ強化対策について

III. 報告事項

1. 令和5年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件
2. 登録調査（8/9、9/8実施）の件
3. 七団体合同役員会（8/2開催）の件
4. 日本橋税務懇話会（8/23開催）の件
5. 第一ブロック大会2023（9/15開催）の件

III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

令和5年10月16日（月）

I 審議事項

1. 新年賀詞交換会（令和6年1月15日（月））の件
2. 明治座観劇会の件
3. 役員忘年会の件
4. 支部会費滞納者会則処分申し立ての件
5. 令和6年度各種無料相談担当者募集の件
6. 事務局年末年始の件

II 報告事項

1. 税の作文審査会（9/25開催）の件
2. 登録調査（10/6実施）の件
3. 日本橋税務懇話会（10/11開催）の件
4. 第一ブロック金融懇話会（10/13開催）の件
5. タックスフェア日本橋街頭キャンペーン開催の件
6. 支部における電子投票実験実施（12/6予定）の件

III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

◎電子投票システム導入に向け模擬投票

令和6年役員選挙から電子投票システムを導入するにあたり、実際の運用における疑問点、問題点を確認することを目的として、令和5年12月6日に支部会議室で模擬投票を行いました。



(総務部長 栗原真平)

〔研修部〕

研修部は毎月1回の支部開催研修を実施目標としています。研修義務時間36時間達成に向けて、会員の皆様に協力したいと思いますので、受講してみたい講師、税目などありましたら、是非リクエストをお願いいたします。

また東京会のオンデマンド研修、外部WEB研修は、非常にコンテンツが充実していますので、活用をよろしくお願いいたします。

《実施した研修会》

日 時：令和5年8月23日(水)14：00～17：00
 テーマ：「事業承継に関わる課税実務について～法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限を考える」

講 師：税理士 渡邊 正則 氏

会 場：AP日本橋

日 時：令和5年9月7日(木)14：00～16：30
 テーマ：「公証業務と遺言作成について～自筆証書遺言作成で問題になること、相続で困らないために～」

講 師：公証人(東京法務局所属、京橋公証役場) 山西 宏紀 氏

会 場：AP日本橋

日 時：令和5年9月21日(木)13：30～16：00
 テーマ：「譲渡所得をめぐる実務のポイント～質疑応答事例を主体に」

講 師：税理士 大久保昭佳 氏

会 場：AP日本橋

日 時：令和5年10月10日(火)14：00～17：00

テーマ：「令和5年地方税改正点、補助金研修」

講 師：中央都税事務所担当官 水谷 翠 氏

会 場：AP八重洲

日 時：令和5年10月16日(月)14：30～17：00

テーマ：「令和5年度税制改正について」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：T-CATホール

日 時：令和5年10月17日(火)13：30～16：00

テーマ：「令和5年税制改正 暦年課税及び相続時精算課税を中心に」

講 師：税理士 大畑 智宏 氏

会 場：一ツ橋ホール

※第一ブロック合同研修

日 時：令和5年11月6日(月)14：00～17：00

テーマ：「令和5年度税制改正について」

講 師：税理士 宮森 俊樹 氏

会 場：AP日本橋

《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：令和5年8月10日(木)17：30～19：30

日 時：令和5年9月8日(金)17：30～19：30

日 時：令和5年10月13日(金)17：30～19：30

日 時：令和5年11月10日(金)17：30～19：30

日 時：令和5年12月8日(金)17：30～19：30

日 時：令和6年1月12日(金)17：30～19：30

日 時：令和6年2月9日(金)17：30～19：30

会 場：すべて日本橋支部会議室

(研修部長 塩谷 満)

〔厚生部〕

〈ゴルフ部〉

8月以降の活動報告

9月21日 浜野ゴルフクラブ 参加者24名

優 勝 山下 孝一

準優勝 堀 さおり

3 位 高山 和子

バスグロ 森 一郎(81ストローク)

10月20日 狭山ゴルフクラブ 参加者18名

優 勝 関口 勝也

準優勝 森 一郎

3 位 青木 久直

バスグロ 森 一郎(75ストローク)

◎今後(当面)の予定

11月17日 茨城ゴルフクラブ西コース
 12月14日 戸塚カントリー倶楽部西コース
 3月22日 相模原ゴルフクラブ東コース
 11月22日 東京税理士会支部対抗ゴルフ大会
 武蔵カントリークラブ豊岡コース
 (ゴルフ部 森 一郎)

〈野球部〉

令和5年7月以降の活動をご報告させていただきます。

- ・第一ブロックリーグ(神宮外苑7/7)
日本橋支部 5対3 京橋支部
- ・ナミキ野球大会参加(神宮外苑 7/20)
日本橋支部 6対4 新宿支部
- ・第一ブロックリーグ(神宮外苑8/3)
日本橋支部 9対5 麻布支部
- ・夏合宿(8/26、27)
神奈川県足柄上郡中井中央公園
- ・第一ブロックリーグ(神宮外苑 10/6)
シニア戦 日本橋支部 21対1 芝支部
本戦 日本橋支部 13対3 芝支部
- ・第一ブロックリーグ
東京ドーム野球記念大会(東京ドーム 10/14)
日本橋支部 8対8 芝支部(引き分け)

★今後の予定

11月29日 上野支部と練習試合(台東リバーサイド)
 12月10、11日 納会(静岡方面)

ついに8連覇を達成しました！ 部員一同10連覇を目指して日々練習を重ねております。今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。
 (野球部 三浦敏幸)

〈テニス部〉

〈練習〉

9月16日 有明テニスの森 9名参加
 10月18日 有明テニスの森 5名参加
 11月22日 高輪テニスセンター 5名参加
 東京税理士会・テニス大会
 10月13日 有明テニスの森 2組参加

・布川、岩川ペア

予選リーグ

1 四谷 2-6 ×
 2 武蔵野1 6-1 ○
 3 練馬東3 6-2 ○

2位トーナメント

1回戦 四谷3 6-1 ○
 2回戦 荻窪4 6-1 ○
 準決勝 麴町1 5-6 ×
 3位決定戦 本所2 6-5 ○

・東海林布川、後庵ペア

予選リーグ

1 新宿1 1-6 ×
 2 神田2 4-6 ×
 3 練馬2 6-4 ○

3位トーナメント

1回戦 葛飾2 6-0 ○
 2回戦 品川1 6-3 ○
 準決勝 練馬東 4-6 ×
 3位決定戦 江東東 6-5 ○

11月8日団体戦 有明テニスの森 7名参加

1回戦 神田 0-3 ×
 1回戦負けトーナメントへ
 1回戦 杉並 1-2 ×

東京税理士会のテニス大会は、両日とも天気が良く、テニス日和でとても楽しめました。布川、岩川ペアは2位トーナメントで3位と近年では最高の成績となりました。毎月の練習会は新コーチを迎え、定期的に開催しています。皆さまの参加をお待ちしています。

(テニス部長 塩谷 満)

〈アウトドア部〉

7月20日 皇居ランニング練習会 参加者6名
 7月21日 女性税理士の活動を推進する会との合同開催によるボクササイズ 参加者2名
 8月17日 皇居ランニング練習会 中止
 8月24日 イブニングカヤック 中止
 9月21日 皇居ランニング練習会 中止
 9月27日 中央区総合スポーツセンターにてバトミントン 参加者5名
 練習や試合などをして楽しみました。
 9月30日 ラン&ウォーキングとバーベキュー大会 参加者22名
 浅草駅に集合して、隅田川テラスをランニング組とウォーキング組に分かれて浜町公園のバーベキュー会場に向かいました。ランニングとウォーキングで適度に汗を掻いた後、みんなでバーベキューを楽しみました。



10月4日 お寺でヨガ 参加者7名
背骨エクササイズでリラックスしました。



10月19日 皇居ランニング練習会 参加者4名
10月22日 国立競技場リレーマラソン
参加者12名

国立競技場の周回コースとフィールドを走るリレーマラソンのイベント。2チーム参加で両チームとも見事完走しました。



11月4日 御岳山登山 参加者5名
恒例の秋の登山。今年は暖かいため、紅葉はまだでしたが、森林や滝などに触れてマイナスイオンをたっぷり吸いこんで癒されました。
11月16日 皇居ランニング練習会 中止
今後の予定

12月11日 ボルダリング
12月16日 忠臣蔵討ち入り再現ランニング & ウォーキング
12月21日 皇居ランニング練習会
1月13日 昭和記念公園ニューイヤーマラソン
(アウトドア部長 増田和弘)

〈歌舞音曲部 (カラオケ部) 〉

8月以後の活動報告

1 月例会

令和5年8月 カラオケの月次はお休み。

9月12日 PM 6時より TIARA 会場にて
参加者 15名

10月10日 PM 6時より TIARA 会場にて
参加者 10名

11月14日 PM 6時より発表会の予行演習会を兼ねて、パセラリゾート上野公園前店会場にて
参加者17名

2 第35周年記念カラオケ発表会

12月2日 午前12時より、青木支部長挨拶からスタート。

栗原真平さん、西菜穂子さん二人の爽やかなリードで第35周年記念カラオケ発表会の午前の部青木支部長の『君を忘れない』から渡邊 潔さんの『花の時、愛の時』 12名熱唱。

その後ゲスト沢田美紀さんのこれぞプロの30分間、みんなを巻き込んだ熱演にただ拍手喝采のひと時、その後、今井厚生部長の挨拶から後半戦、湯本さんの『アイラブユ』のギター演奏から、厚生部長の『もしもピアノが弾けたなら』10曲最後は鈴木毅さんの『空の城』でフィナーレ、出演者全員のパフォーマンスに酔いしれながら待ちに待った福引抽選会、ゲストの沢田美紀さんにもお手伝いいただき、コーヒメーカーはじめ15品の黒豚や魚、梅干し等の組合せ等のあたり、残念な人にもカラオケ部長の顧問先からの計らいで冷凍、冷蔵保存パックを提供で、カラオケ部長のお礼の言葉で会場一体となり、それぞれ満足感溢れる記念大会であった。

後2年経てば創立40周年を令和7年迎えます。皆様のご健康とご多幸を祈ります。感謝、感謝です。

(カラオケ部長 若狭茂雄)

〈ボウリング部〉

令和5年10月25日、東京ドームボウリングセンターで、日本橋支部親善ボウリング大会が開催

されました。ゲームは一人2ゲームの合計点で行われ、競技終了後は食事付きの表彰式が行われました。

ゲームの結果は以下の通り。(敬称略)

(団体戦)

優勝 山下・芦田・久世・森重事務所 827点
準優勝 塩谷・三浦事務所 783点
3位 今井・徳山事務所 773点

(個人戦)

(男性)

優勝 森重良二 306点
準優勝 浅井賢治 298点
3位 三浦敏幸 297点

(女性)

優勝 大橋尚子 291点
準優勝 梅田文江 253点
3位 徳山和美 247点
ハイゲーム 三浦敏幸 188点

(厚生部長 今井信吾)



[組織部]

8月以降の活動状況は、東京税理士会標準支部規則及び細則の改正の趣旨に従い、日本橋支部規則及び細則の一部改正作業を以下のとおり行いました。

支部規則の一部改正につきましては、9月の幹事会にて報告するとともに東京税理士会に対する意見聴取を行いまして承認を得ましたので、定期総会にて改正内容の承認を諮る予定です。

また、各種細則の一部改正につきましても、9月の幹事会にて報告するとともに東京税理士会の意見聴取も行い承認を得ました。

【改正内容】

1 日本橋支部規則の一部改正 (税理士の業務の

電子化推進施策の実施、支部総会の招集通知の電子化を可能とするための所要の改正を行った) …来季定期総会にて審議。

2 日本橋支部個人情報の取扱いに関する細則の一部改正…9月20日幹事会承認・同日施行。

3 日本橋支部特定個人情報の取扱いに関する細則の一部改正…9月20日幹事会承認、同日施行。

引き続き、支部規則第3条第1項の4の規定に基づき、支部が行なう租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のために活動に関する施策に必要な事項を定めるための細則の制定について作業並びに事務局職員就業規程に関する見直し作業を進めている。

(組織部長 平川 彰)

〔税務支援対策部〕

担当の先生方の協力を得て、次の無料相談や説明会を実施した。

《税を考える週間行事としての無料相談及び街頭キャンペーン》

11月8日(水) 11:30~12:30

・街頭キャンペーン(コレド室町テラス前)

多田 毅、鈴木 晴妃

11月9日(木) 11:30~12:30

・街頭キャンペーン(コレド日本橋・東京建物日本橋前)

渡邊こすぎ、白井 純夫

11月10日(金) 日本橋三越地下出入口前にて実施
10:00~12:30

木下 純一、猪股 正明、山崎 健

日本橋プラザにて実施

11:30~12:30

小用 丈晴

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

・日本橋法人会事務局にて実施

実施日	会場	担当税理士
9月6日(水)	法人会事務局	藤田 裕久
9月20日(水)	〃	川口 真理
10月4日(水)	〃	岩村 仁志
10月18日(水)	〃	吉田 元明
11月1日(水)	〃	安藤 孝夫
11月15日(水)	〃	鈴木 久衛
12月6日(水)	〃	前澤左斗子

《窓口専門相談》

○東京商工会議所からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
8月3日(木)	中小企業相談センター	平川 彰
11月2日(木)	〃	鈴木 久衛

○商工会議所中央支部からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
8月8日(火)	東京商工会議所中央支部	栗原 真平
10月10日(火)	〃	山口 佳彦
12月12日(火)	〃	岩川由美子

《支部無料相談》

実施日	会場	担当税理士
9月13日(水)	支部事務局	岩村 仁志
10月11日(水)	〃	余西 吉巳
11月8日(水)	〃	秋庭 守
12月13日(水)	〃	栗原 真平

《記帳指導最終回》

実施日	会場	担当税理士
12月7日(木)	日本橋青色申告会	石橋 将年
12月8日(金)	〃	石橋 将年

(税務支援対策部長 藤沢佳文)

〔法対策委員会〕

① 令和5年9月13日、東京税理士会制度部及び調査研究部より支部法対策委員会における課題検討について、インターネット上で行うアンケートへの回答依頼があり、法対策委員会として回答した。

- ・統一課題1 AIの進化と税理士業務及び次期改正要望項目について
- ・統一課題2 インボイス制度の導入における中小企業者等の事務負担等について
- ・任意課題1 令和7年度税制及び税務行政の改正に関する意見について
- ・任意課題2 その他関連事項

上記依頼内容につき、法対策委員会で検討会議を行った。

日時：10月16日(月)

場所：T-CAT 出席数：4名

② 今後の予定として、日税連・東京会による制度税制改正案の動向を注視し必要な時期に支部法対策委員会を開催する。

(法対策委員長 小山栄一)

〔情報システム委員会〕

情報システム委員会では、会員の皆様の電子申告推進、IT化の協力を行っています。システム、ソフトの導入ほかで相談がありましたら、事務局を通じて情報システム委員へ相談お願いいたします。

《活動報告》

〈デジ塾開催〉

8月10日 デジタルを使って業務効率を図る
(講師：安田信彦、参加20名)

9月8日 デジタルインボイスについて
(講師：安田信彦、参加15名)

10月13日 フォルダの作り方
(講師：安田信彦、参加20名)

11月10日 セキュリティ対策、ウイルスソフトの導入(講師：高山和子、参加16名)

デジ塾は、基本的に毎月第2金曜日の16時～17時(雑談室と同日)に開催しています。認定研修時間にもカウントされるので、ITについて勉強、相談してみたいという方は、ぜひご参加ください。

(情報システム委員長 塩谷 満)

〔租税教育推進委員会〕

租税教育推進委員会では、令和5年12月11日に支部事務局会議室に於いて模擬租税教室を開催致しました。



結城会員に主任講師を、佐藤会員に補助講師をお願いして、実際に小学校で行う租税教室と同様の講義をして頂きました。参加者は11人でした。今後も引き続き模擬教室を開催して参ります。

まだ実際に租税教室に一度も出たことのない先生方に、一人でも多く主任講師、補助講師を務めて頂きたいと考えております。

(租税教育推進委員長 梅田文江)

女性部(さつき会)行事報告

日本橋税務署長講演会、骨盤を中心に全身を整えるレッスン

〈署長講演会〉

女性部では、12月7日に日本橋税務署の梶原忍署長をお招きして「令和2年度熊本豪雨被災地における税務行政」について1時間程ご講演頂きました。

家の2階迄泥水で溢れるという痛ましい映像を目の当たりにし、当時の悲惨な状況をリアルに実感致しました。でも署長から今は球磨川の恩恵を受けながら皆元気で元通りの生活をしていると伺い安心したところです。

その後「税務経験から考えること」と題して参加者とのフリートークという形での意見交換会を行いました。フリートークという形は初めての試みでしたが、全世界で税を逃れている者をどう捕捉するかという具体案について活発に意見交換をして、盛況のうちに終えることができました(写真上部)。

〈骨盤を中心に全身を整えるレッスン〉

12月8日は毎月のイベント「骨盤を中心に全身を整えるレッスン」をkyo講師のスタジオで行いました。解放的で清潔感あふれ、とてもオシャレなスタジオでした。本格的なスタジオでのレッスンは支部事務局で行うのとは違って、大変のびのびと楽しく体操できました。血行が良くなり、足のむくみが取れてスッキリしました(写真下部)。

これからも支部事務局(時々kyoスタジオ)で毎月行いますので、是非ご参加下さい。ご連絡をお待ちしております。

今後のイベントとして、確定申告後に第一ブロック女性部合同で、東京湾クルージングや国税局女性幹部を交えてのフリートーク等を企画予定です。

乞うご期待!!

(女性部(さつき会)世話役 梅田文江)



会員の異動

<入会>

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
山梶 由美子	〒103-0023	日本橋本町4-6-8-803号	6684-4628	5年7月15日	
西尾 剛	〒103-0006	日本橋富沢町10-19-401号	090-9838-7273	5年7月26日	
小林 洋一	〒103-0007	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町215	3666-3747	5年7月26日	
近藤 勇斗	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	5年7月26日	
杉山 篤史	〒103-0021	日本橋本石町3-2-7 常盤ビル10階 丹羽正裕税理士事務所	3548-1161	5年8月24日	
野中美里	〒103-0012	日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス	5643-2775	5年8月24日	
石毛 俊和	〒103-0015	日本橋箱崎町17-8 7山京ビル8階19	090-6475-8599	5年8月24日	
吉田 啓紀	〒103-0015	日本橋箱崎町19-7-305 税理士法人吉田会計事務所 東京事務所	090-6696-1588	5年8月24日	
北島 一晃	〒103-0001	日本橋小伝馬町7-13 ストリアビル3階	3808-0856	5年8月24日	
森 重良二	〒103-0013	日本橋人形町1-16-7 人形町TNビル8階	090-4706-8379	5年8月24日	
宮崎 和久	〒103-0004	東日本橋3-8-1 東日本橋コーポラス804	5614-0288	5年8月24日	
芦田 眞一	〒103-0024	日本橋小舟町4-5 SK小舟ビル3階	090-8516-8357	5年8月24日	
久世 貴子	〒103-0013	日本橋人形町1-16-7 人形町TNビル8階	6228-3944	5年8月24日	
出口 賢二	〒103-0013	日本橋人形町1-16-12 酒井敏江税理士事務所	3666-7055	5年9月16日	
坂本 康平	〒103-6117	日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社	3231-1858	5年9月26日	
秋吉 貴予	〒103-0021	日本橋本石町3-2-7 常盤ビル10階 丹羽正裕税理士事務所	3548-1161	5年9月26日	
近藤 友規子	〒103-0028	八重洲1-3-7 八重洲ファースト フィナンシャルビル14階	3279-9856	5年9月26日	
上田 理絵	〒103-0027	日本橋3-6-7-507号	080-5448-6780	5年10月18日	
村上 佑介	〒103-0027	日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル2階 ベンチャーサポート税理士法人 日本橋オフィス	6265-1681	5年10月18日	
佐藤 貴也	〒103-0025	日本橋茅場町2-8-1 BRICK GATE 茅場町3階11号室		5年10月18日	
加藤 扶美子	〒103-0002	日本橋馬喰町1-3-1-201号	090-7430-3273	5年10月18日	
西田 奈穂子	〒103-0022	日本橋室町3-3-1 MAC & BP ミッドランド税理士法人 東京日本橋オフィス	6661-1591	5年11月14日	
羽山 裕亮	〒103-0023	中央区日本橋本町2-3-15 新本町共同ビル3階 税理士法人奥村会計事務所 東京事務所	3246-2592	5年11月21日	

渡辺 太貴	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	5年11月21日	
上岡 弘樹	〒同上	同上	同上	5年11月21日	
飯田 龍	〒103-0016	中央区日本橋小網町8-2 BIZMARKS 日本橋茅場町410号	090-4236-7168	5年11月21日	

<転入>

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
平賀 泰三	〒103-0014	日本橋蛸殻町2-15-9-303		5年7月18日	
岡澤 直也	〒103-0006	日本橋富沢町4-10 京成日本橋富沢町ビル2階10号室	080-7010-7754	5年7月19日	
國田 淳夫	〒103-0027	日本橋3-6-2 ビジネスエアポート日本橋 税理士法人東京シティ税理士事務所 東京日本橋相談所	3344-3308	5年7月28日	
松井 幸史	〒103-0022	日本橋室町1-9-12 共同ビル4階 税理士法人東京パートナーズ会計事務所	6263-0881	5年8月2日	
鈴木 皓太	〒103-0027	日本橋1-2-10 税理士法人テナレント	6665-6725	5年8月21日	
出口 徹志	〒103-0026	日本橋兜町9-5 兜町平和ダイヤビル809	6824-7777	5年8月29日	
山本 浩之	〒103-0014	日本橋蛸殻町2-11-2 オートエックス工藤ビル4F ストラダ税理士法人	5643-6431	5年9月15日	
丸山 智行	〒103-0013	日本橋人形町1-7-4-304	6687-6680	5年9月19日	
永井 孝志	〒103-0013	日本橋人形町1-10-3 スクエアードコート日本橋人形町802号室	6661-1345	5年10月12日	
越智 敦生	〒103-0022	日本橋室町4-1-16 室町フェニックスビル8階	3273-7876	5年10月13日	
新田 智洋	〒103-0024	日本橋小舟町8-13-604号室	090-5668-3941	5年10月16日	
梅津 恭男	〒103-0014	日本橋蛸殻町2-8-11 パークハビオ水天宮前702号	090-6565-6786	5年10月16日	
奈良 昌紀	〒103-0024	日本橋小舟町8-13-604号室 新田智洋税理士事務所	090-5668-3941	5年11月21日	
奥村 佳代	〒103-0025	日本橋茅場町1-2-12 共同ビル(中央)45号室	6231-1590	5年10月17日	
野本 正明	〒103-0013	日本橋人形町1-5-12 萬武ビルディング4階	6667-0557	5年10月23日	
末廣 千世	〒103-0027	日本橋2-12-9 日本橋グレイスビル8F 長谷川正和税理士事務所	6281-8350	5年11月6日	
小川 哲弘	〒103-0028	八重洲1-1-8 八重洲KTビル4階 櫻井健二税理士事務所	6228-7911	5年11月7日	
井上 栄一	〒103-0007	中央区日本橋浜町2-7-1 小田ビル2階	6264-9212	5年11月20日	
遠藤 達徳	〒103-0011	中央区日本橋大伝馬町13-7 日本橋大富ビル2階i-02号室	050-7118-0597	5年11月24日	
渡辺 佳弘	〒103-0025	中央区日本橋茅場町3-4-1 -1202号室	070-1055-6077	5年11月28日	

<法人入会>

法人名	郵便番号	事務所住所	電話番号	受付日	備考
税理士法人 日本橋国際会計事務所	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10階	4446-6568	5年10月2日	5年 10月25日

<事務所住所変更>

氏名	郵便番号	事務所住所
南村方郎	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10階
鈴木晴妃	〒103-0007	日本橋浜町2-23-8 モレール日本橋3F
吉田光一郎	〒103-0026	日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階
鈴木良洋	〒103-0012	日本橋堀留町1-3-7 第2MIビル2階
中島由紀子	〒103-0026	日本橋兜町1-10 日証館2階
山口晴啓	〒103-0005	日本橋久松町9-9 FRAME日本橋8F-C室
鈴木雅敬	〒103-0002	日本橋馬喰町1-9-4 日本橋津多屋ビル2階
柴田良治	〒同上	同上
安田信彦	〒103-0013	日本橋人形町2-15-15 新扇堂ビル3階
森いずみ	〒同上	同上
高木貞和	〒同上	同上
栗城慎一	〒103-0006	日本橋富沢町7-7 タイヨービル4階
鈴木幹大	〒103-0025	日本橋茅場町2-8-1 BRICKGATE茅場町3階24号室
藤原文	〒103-0026	日本橋兜町9-5 THE HUB日本橋兜町819
飯田治夫	〒103-0001	中央区日本橋小伝馬町6-12 脇田ビル201号

<法人事務所住所変更>

法人名	郵便番号	事務所住所
フォワード 税理士法人	〒103-0002	日本橋馬喰町1-9-4 日本橋津多屋ビル2階
さくら中央 税理士法	〒103-0013	日本橋人形町2-15-15 新扇堂ビル3

<事務所名変更>

氏名	新事務所名	氏名	新事務所名
吉田光一郎	カーネリアン税理士法人	中島由紀子	税理士法人アセットプライム

<事務所電話番号変更>

氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号
吉田光一郎	5623-2910	仲村匡正	6667-0755	中島由紀子	6661-2174
石川垂矢子	070-7591-9967	藤原文	5824-3584	飯田治夫	5695-8076
佐藤貴也	6826-2360				

＜転出＞

氏名	転出先	氏名	転出先	氏名	転出先
高橋典子	京橋支部へ	高橋忠志	京橋支部へ	清水春雄	新宿支部へ
若菜弦二	四谷支部へ	山端慶太	新宿支部へ	向山光浩	江東西支部へ
堀切徹也	本郷支部へ	早苗稔夫	豊島支部へ	森大輔	新宿支部へ
齋藤大志	麹町支部へ	林孝子	江東西支部へ	外園雅大	神田支部へ
小泉慎一郎	豊島支部へ	中務有	麹町支部へ	中山昌則	京橋支部へ
田村優宜	麻布支部へ	萩原和紀	京橋支部へ	石坂賢吾	麹町支部へ
坂部和宏	麹町支部へ	小池修	四谷支部へ	伊藤広志	芝支部へ
高櫻寛	立川支部へ	徳永和喜	京橋支部へ	大下宏樹	京橋支部へ
小田嶋恒司	京橋支部へ	後久亮	神田支部へ		

＜法人会員転出＞

法人名	備考	法人名	備考
税理士法人わかば経営会計東京事務所	京橋		

＜退会＞

氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考
横沼弘晴	東京地方会へ	兼高崇	東海会へ	櫻井千英子	業務廃止

＜法人会員退会＞

法人名	備考	法人名	備考
カーネリアン税理士法人 霞ヶ関オフィス	廃止	税理士法人三栄会計事務所 日本橋支店	廃止
辻・本郷税理士法人 オンライン相続事務所	廃止		

＜会員死亡＞

新井政明	令和5年7月20日死亡 88歳	佐々木省吾	令和5年9月18日死亡 89歳
利見健	令和5年8月29日死亡 79歳	五味薫	令和5年10月22日死亡 90歳

税界放談

ChatGPTに下記の質問をしてみました。回答に掛かった時間は22秒でした。内容はいかがでしょうか？

ChatGPTについては色々議論されていますが、私は上手に付き合うのが良いと思っています。デジタル化の波を私は嫌いではありません。

(質問)

税理士の将来について400字でまとめて

(ChatGPT)

税理士の将来には、重要な役割と多くの機会が待ち受けています。税制改革やグローバル化により、税務や会計の複雑性が増す中で、税理士の専門知識とアドバイスはますます需要が高まっています。また、個人や企業にとって税金や財務面の戦略がより重要になるため、税理士のサービス

は不可欠とされるでしょう。テクノロジーの進化も税理士業界に大きな影響を与えています。AIや自動化技術の導入により、繰り返しルーチン作業が削減され、より高度な専門的な業務に集中できるようになるでしょう。

このため、税理士はより高度なスキルや洞察力を身につける必要があります。税理士の将来においては、クライアントとの信頼関係の構築が重要です。個別のニーズに合わせたカスタマイズされたアドバイスや解決策を提供することで、クライアントの成功に貢献します。顧客満足度の向上がリピートビジネスや口コミにつながり、長期的なキャリアの確立に繋がるでしょう。

一方で、競争が激化していることも考慮すべき点です。新たな税理士が増加する中で、差別化されたサービスやスペシャリストとしての

のアピールが求められます。常に業界の動向を把握し、学び続けることが重要です。

税制やビジネス環境は常に変化していますが、税理士の専門知識と存在は不可欠です。高度なスキル、信頼性、顧客重視の姿勢を持ちながら、テクノロジーとも協力し、柔軟に対応することで、税理士は将来のチャンスをつかみ、成功を収めることができるでしょう。以上です。如何ですか？良く出来ていると思いませんか？

(N・Y)



編集後記

税理士会日本橋支部の広報部長に拝命してから3年が経過しました。

私の広報部長として担当した会報誌「にほんばし」は、令和3年8月1日号の163号から始まりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、各種行事等の縮小や中止が相次ぎ、会報掲載記事が少ない時期が続きました。

令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の位置づけが、政府発表により2類感染症から5類感染症になりました。この5類感染症の移行により、これまで自粛していた行事等が従来通りに再開され、会報記事も満載と

なりました。掲載する写真も笑顔が一杯で、ページ数も増加しました。

今回の170号においても、盛りだくさんの記事となっております。

令和6年の干支は「甲辰」。干支の「甲(きのえ)」と十二支の「辰(たつ)」の組み合わせで41番目です。いろいろな意味が込められておりますが、良い年になるよう祈っております。

引き続き、広報活動へのご支援、ご協力をお願いいたします。

今回の会報誌にご寄稿いただいた方々に感謝申し上げます。ありがとうございます。

(広報部長 多田 毅)

ご利用いただいておりますか、便利な2つの口座振替！
「報酬自動支払制度」「My 集金NET」

**1件から
利用
できます**

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度**

集金のテーマ・ヒマ省けて経費も節減 未収金ゼロで、事務所の経営力強化！

- ・設定金額を自動振替、金額の追加変更があった時だけネットで簡単手続き
- ・自動で発行されるハガキ・請求書で請求業務の負担を軽減（発行条件を関与先毎に設定可能）
- ・振替データを基に集計資料を自動で生成、管理業務の負担を軽減

少ない件数からのご利用をお考えの先生

振替管理型

基本料無しで、シンプルな操作性が特徴。開業したばかりの先生や、一部の関与先だけご利用したい先生におすすめ！

利用料金 基本料（振込手数料含む）……………無料
 口座振替請求手数料……………335円/件

※表示金額は消費税を含みません。

口座振替中心で集金に関する業務負担軽減をお考えの先生

売上管理型

機能が充実し、事務所の請求管理業務の一部を自動化できるため、事務所の業務効率化を図りたい先生におすすめ！

利用料金 基本料（振込手数料を含む）……………1,800円/月
 （5日と29日両方の振込日をご利用の場合は2,100円/月となります。）
 口座振替請求手数料……………240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

【報酬支払自動制度】の特徴はホームページや動画でご確認いただけます！



「報酬自動支払制度」
ホームページはこちら



「報酬自動支払制度」
ご案内動画はこちら



*オプション 関与先宛「振替のお知らせ(ハガキ)」65円/1件

e-NETの集金支援システム特許取得<特許第 5117097号>

関与先様の集金は **My 集金NET**

**集金業務でお悩みの関与先様をご紹介いただくと、ご紹介謝礼として
 税理士先生へご利用成約1関与先につき30,000円を謹呈！**

- アパート・マンションの家賃、管理費 ●駐車場利用料 ●貸しビルテナント料
- 塾・音楽教室など各種月謝 ●新聞雑誌などの購読料などの様々な集金業務をサポート。

★1件から利用できます。

★インターネット環境があれば土・日・祝日も入力できます。

★専用のID・パスワードでログイン！安心・安全です。

口座振替利用基本料	1,500円	振替実施月のみ
口座振替請求手数料	240円	請求1件につき
指定口座への振込料	300円	振込1回につき

*記載の料金には、全て別途消費税がかかります。

お問い合わせ・資料請求先 **株式会社 日税ビジネスサービス** ☎ 0120-155-551

東京税理士協同組合

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館
 TEL.03 (5363) 2011 (代) <https://www.tozeikyoo.or.jp>





《東京商工会議所から融資のご案内》

マル経融資・新型コロナウイルス対策マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦に基づき

日本政策金融公庫が**無担保・保証人不要**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

特例措置①

一般のマル経融資（2,000万円）とは
別枠で融資限度額 **1,000万円**

返済期間 運転資金・設備資金 20年以内

※ただし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複する場合の貸付残高合計額に限度があります。

※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

特例措置②

当初3年間 融資利率 **0.70%**（固定金利）

※経営改善利率 1.20%より▲0.5%引き下げ

※2023年12月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。**本特例措置の取扱いは、2024年3月末日まで**となります。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

融資対象（主な項目）

小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）
※アルバイト・役員等を除いた人数

- 小規模事業者であること ⇒
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるもので次のいずれかの要件を満たすものです。
 - ・最近1か月の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある小規模事業者。
 - ・債務負担が重くなっている方※詳細はお問合せ下さい。
 - 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者
（※創業予定の方や、創業後1年未満の方は、融資対象とはなりません。）
 - 税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者
 - 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者
- ※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

【経営に関するお悩み承ります】

◆税理士による無料税務相談

第2火曜日

◆弁護士による無料法律相談

第1・3火曜日

※午後1時～4時（1回30分）要予約・電話にてご予約ください

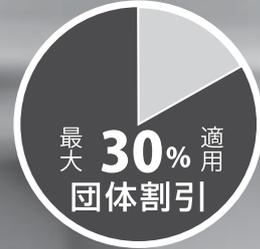
東京商工会議所中央支部【事前予約制】電話：3538-1811

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ3階

全国税理士共栄会
VIP大型総合保障制度 事業活動総合保険

損保ジャパン
SOMPO Innovation for Wellbeing

東京税理士会
の皆様へ



一石五鳥の企業保険。

事業のリスクを、割安な保険料でまるっと補償!

- ①
モノ
のリスク
- ②
休業
のリスク
- ③
賠償
のリスク
- ④
ケガ
のリスク
- ⑤
病気
のリスク

まるっと補償!

新たに購入した設備も、新事業に関わるリスクも、連絡不要でまるっと補償! ※1 手続き漏れの心配もなくなります!

見直し・管理が カンタン!

契約をまとめられるから、バラバラに保険に入るよりも見直しや管理がくつと楽になり、補償の漏れやダブルを解消します!

事業にあわせてぴったりの補償を選べるから、保険料コストが最適化できます! お客さまの業種と年間売上高だけで簡単に御見積りができます! ※2 更に、団体割引の適用により一般契約と比べて割安になります!

コストを 最適化!

※1 条件や内容によっては手続きが必要になる場合があります。※2 選択される保証、契約方式、お客様の業種によっては、他の情報をお伺いする場合があります。■この保険の内容は、全国税理士共栄会を契約者とする事業活動総合保険団体契約の概要を説明したものです。 2022.9.20 (SJ22-07810)

幹事代理店 (全国税理士共栄会指定代理店)

株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F
TEL03-5323-2111 FAX03-5323-2123 (受付時間: 平日午前 9 時から午後 5 時半まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1
TEL03-3349-5402 FAX03-6388-0161
(受付時間: 平日の午前 9 時から午後 5 時半まで)

日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター 日税信託

部活動風景



▼ ゴルフ部 ▼



浜野ゴルフクラブ



3位 優勝 準優勝

▼ テニス部 ▼



▼ カラオケ部 ▼

